

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年5月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701345 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800007 号

## 第 1 結論

平成 10 年 10 月から同年 12 月までの請求期間及び平成 12 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 10 月から同年 12 月まで  
② 平成 12 年 1 月から同年 3 月まで

請求期間①及び②については、各請求期間とも派遣会社の仕事を辞めて、すぐに A 市 B 区役所に国民年金の加入手続に行った。各請求期間の国民年金保険料は納付書により納付したが、未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、会社を退職後すぐに区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付した旨主張しているものの、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の額、納付場所、納付書の入手方法等について明確な記憶はなく、保険料の納付に関する具体的な状況が不明である。

また、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間①及び②に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。